

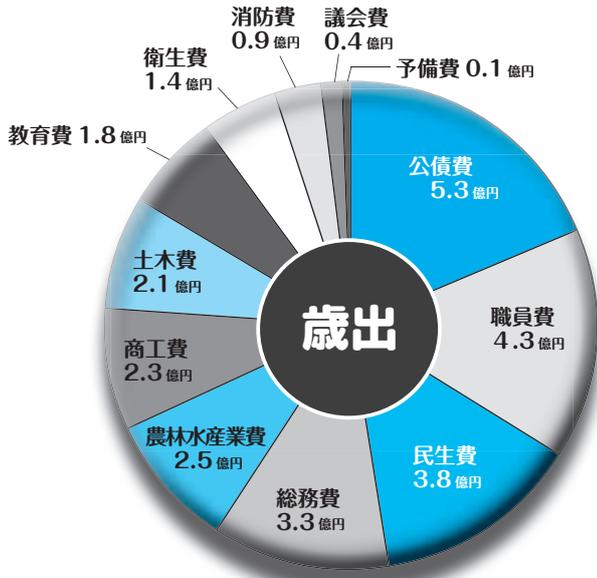
平成30年度  
**当初**

# 予算の概要

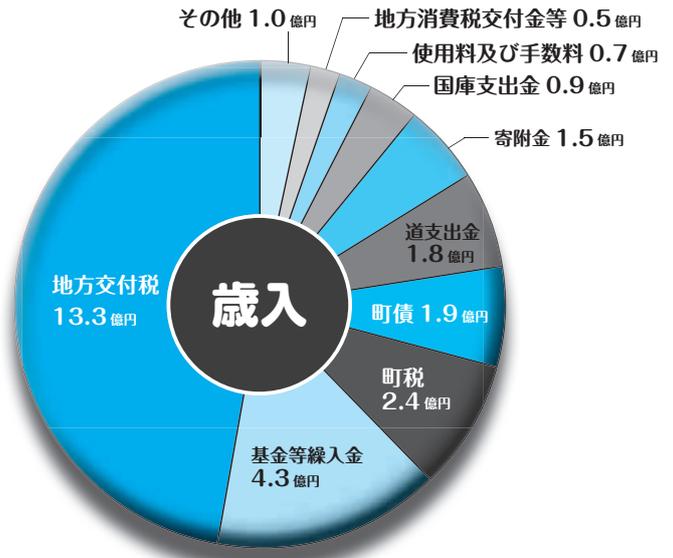
一般会計予算額 **28億2,835万円**

3月に開かれた第1回町議会定例会で、平成30年度の一般会計及び特別会計の予算が可決されましたので、その概要をお知らせします。

一般会計 ▶▶▶▶ **歳出**



一般会計 ▶▶▶▶ **歳入**



**歳出の主な増減**

▶**公債費**は、過去の町債の償還終了等により、3,170万円(5.7%)減額しています。**総務費**は、ベルパークちっぷべつ屋外遊戯場建設の減等により2億7,589万円(45.6%)減額しています。**土木費**は、橋梁長寿命化や町道1条路線舗装修繕の増等により1,846万円(9.5%)増額しています。

**歳入の主な増減**

▶**地方交付税**は、前年同額を計上しています。**繰入金**は、ふるさと納税基金繰入金の増などにより2,472万円(6.1%)増額しています。**町債**は、ベルパークちっぷべつ屋外遊戯場建設事業の減により3億8,260万円(66.3%)減額しています。**寄附金**は、ふるさと納税の増を見込み5,000万円(50.0%)増額しています。

特別会計 ▶▶▶▶ **予算**

特別会計	予算額	増減
国民健康保険事業特別会計	3億9,761万円	1.1%減
後期高齢者医療特別会計	4,796万円	14.1%増
介護保険特別会計	3億 583万円	5.9%減
農業集落排水事業特別会計	9,504万円	6.4%減
簡易水道事業会計	9,693万円	13.2%増

予算説明書  
「なるほど・なっとくことしの仕事」  
発行終了のお知らせ

平成11年度から毎年発行しておりました予算説明書「なるほど・なっとくことしの仕事」は、今年から、広報誌や町ホームページなどに集約し、必要な情報をピックアップして皆さんにお知らせすることになりましたので、ご理解をお願い致します。



# 平成30年度 **予 算** ピックアップ

～今年度の予算について、主なものをお知らせします～

- ▶ 項目についている**新**は新規事業、**拡**は拡大事業です。
- ▶ 入札を予定している事業等について、予算額を掲載していない場合があります。

## **新** インバウンド事業臨時職員の雇用 529 万円

タイの旅行関係者1名を雇用し、外国人観光客を誘致します。

## **新** 移住モニター・動画制作

若手芸人による移住体験モニター動画を制作し、本町のPRに活用します。

## **新** 定住促進賃貸住宅建設事業補助金 2,400 万円

民間賃貸住宅の建設に補助します。

## **新** 新築住宅建設事業補助金 600 万円

住宅の新築に100万円、新婚・子育て世帯に50～150万円上乗せして補助します。

## 住宅用地取得補助金 200 万円

住宅用の土地購入に100万円を上限に助成します。

## 住宅リフォーム補助金 700 万円

一般住宅を対象とした住宅リフォームに補助します。

## 新婚世帯・子育て支援家賃助成、引越し費用助成事業 300 万円

新婚・子育て世帯の家賃や、転入時の引越し費用を助成します。

## 障害者施設建設補助事業 2,000 万円

障害者グループホーム2号棟の建設に補助します。

## **新** 宅配食事サービス 148 万円

昼食・夕食の宅配食事サービスを民間に委託し、費用の半額程度を助成します。

## **拡** タクシー助成 480 万円

最大9割の助成が受けられるタクシーチケットの交付枚数を60枚に拡大して実施します。

## 乳幼児等医療費助成 692 万円

高校生までの医療費の無料化を継続します。

## **新** 施設園芸用ハウス補助金 108 万円

施設園芸用ハウスの更新及び新規導入費用の一部を補助します。

## **新** ちっぷべつスタンプ会カード印刷機更新補助金 230 万円

ポイントカード機器の更新に補助します。

## **新** 保養研修施設2号源泉揚湯設備

昨年度実施した温泉ボーリングで湧出した源泉を利用するための配管等を整備します。

## **新** 町道1条路線舗装

町道1条路線5丁目～6丁目間の舗装を修繕します。

## 長寿命化橋梁補修 5,000 万円

2橋の設計、2橋の修繕工事を行います。

## 町営住宅長寿命化改修

中央西A団地3棟12戸の屋根張替、壁の塗装等を行います。

## 小・中学校学習支援員の配置 608 万円

学習支援員を継続して配置することにより、教科担任等と連携して学力向上を図ります。

## **新** 小・中学校児童・生徒各種検定料交付金 100 万円

町内小・中学校に在籍する児童・生徒に漢字、英語、数学各検定の受験料を助成します。

## **新** 中学校校舎耐力度調査

築41年を迎え老朽化の進む中学校校舎の耐力度調査を行います。

## **新** 図書館エアコン更新、照明改修 1,189 万円

図書館のエアコン更新と、照明のLED化改修を行います。

秩父別消防団長  
熊田 政人 さん  
消防庁長官永年勤続功労章受章



昭和54年から永きにわたり、深川地区消防組合秩父別消防団員として地域の消防活動並びに防災の発展向上にご尽力されたとして、秩父別消防団の熊田政人さんが消防庁長官永年勤続功労章を受章し、3月26日、役場庁舎で神薮町長に受章の報告をしました。

なお、熊田さんは、4月1日に秩父別消防団長に就任され、消防行政の推進に多大なご尽力をいただいています。

消防協力者表彰  
西栄町内会が  
表彰されました

3月5日、深川地区消防組合消防本部で消防協力者表彰が行われ、消火栓周辺などの除雪を永年続けている西栄町内会が表彰されました。

西栄町内会は昭和53年頃から現在までの約40年間、西栄コミュニティ会館敷地内の消火栓の除雪を行っており、地域防災に大きく貢献されているとして、須見淳一消防長から表彰状と記念品が贈られました。  
町内会を代表して受け取った吉田徹町内会長は、同日、役場を訪れ受賞の報告をしました。



## 多言語観光パンフレットが完成しました！！

～町内の観光スポットや食の魅力などを7言語で紹介～



町国際交流推進委員会主催による観光パンフレット多言語化に向けたプロジェクトがこのたび完了し、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語の7言語でマチの魅力などを紹介する観光パンフレットが完成しました。

この取組は、地域おこし協力隊の式部絢子さん（写真）が中心となり、町民と留学生が交流を深めながらこのプロジェクトを進めました。

昨年7月、北海道大学の留学生7名と町内のボランティア7名が「ローズガーデンちっぷべつ」



や「キッズスクエアちっくる」などを巡り、まちのお勧めスポットなどを確認。留学生たちは、約2カ月かけて文章にまとめました。

内容はレストランや特産品の紹介をはじめ「のどかな風景は日本らしく、宮崎駿監督の映画のような世界が楽しめる」といった留学生が感じた感想なども紹介されています。

なお、このパンフレットはJR札幌駅の北海道さっぽろ観光案内所などで配布されるほか、町ホームページの観光情報コーナーからダウンロードすることもできます。

平成30年度

## タクシー助成券を配付しています

～年間60回分に拡大（12回分の増）～

### 1【対象となる方】

秩父別町に住民登録している**満60歳以上**の方  
※**満60歳の誕生月の1日から対象になります。**

### 2【助成内容】 助成券 **年間60回分**

運賃	利用者 支払額
～1,000円未満	<b>100円</b>
1,000円～2,000円未満	<b>200円</b>
2,000円～3,000円未満	<b>300円</b>

・平成30年度の途中で満60歳になる方は、誕生月により枚数が異なります。

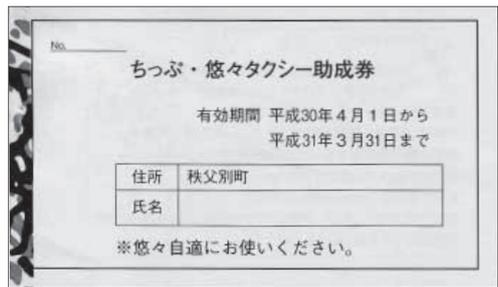
誕生月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
枚数	60枚	55枚	50枚	45枚	40枚	35枚

誕生月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚数	30枚	25枚	20枚	15枚	10枚	5枚

### 3【申請方法】

- ・役場住民課にある申請書に必要事項を記入し、提出してください。【印鑑が必要です。】
  - ・本人が窓口で申請してください。（家族の方による代理申請もできます。）
- ※入院中の方は、退院してから申請してください。

高速るもい号を利用する町民を対象に、自宅からバス停（秩父別IC）のタクシー料金を全額助成する事業を行っています。詳しくは、下記担当までお問い合わせください。



平成30年度 「秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ」

## 入館料半額助成券を配付しています

### 1【対象となる方】

秩父別町に住民登録している**満60歳以上**の方  
※**満60歳の誕生月の1日から対象になります。**

### 2【助成内容】 半額助成券 **年間24回分**

- ・平成30年度の途中で満60歳になる方は、誕生月により枚数が異なります。

誕生月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
枚数	24枚	22枚	20枚	18枚	16枚	14枚

誕生月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
枚数	12枚	10枚	8枚	6枚	4枚	2枚

### 3【申請方法】

- ・役場住民課にある申請書に必要事項を記入し、提出してください。【印鑑が必要です。】
  - ・本人が窓口で申請してください。（家族の方による代理申請もできます。）
- ※入院中の方は、退院してから申請してください。



タクシー助成券・「秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ」入館料半額助成券のお問い合わせ

役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111 (内線44・47)

75歳以上の方と一定の障がいがある65歳以上の方の医療制度  
後期高齢者医療制度のお知らせ  
制度の見直しについて

## ■均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

### 【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

### 【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + ( <b>27万5千円</b> × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + ( <b>50万円</b> × 世帯の被保険者数)	2割軽減

## ■所得割の軽減割合が見直しされました

### 【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

### 【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	<b>軽減なし</b>

## ■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

### 【平成29年度】

区分	所得割	軽減割合
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

### 【平成30年度から】

区分	所得割	軽減割合
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	<b>5割軽減</b>

●所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

## ■1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

平成29年度	平成30年度
57万円	<b>62万円</b>

## ◆保険料の計算方法（平成30年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【一人あたりの額】 <b>50,205円</b>	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得 - 33万円) × 10.59%	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	---

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

## ■食事療養標準負担額の金額が見直しされました

療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額（食事代）に係る部分が、平成30年4月から見直しされました。

### 【平成30年3月まで】

区 分		食事療養標準負担額	
現役並み所得・一般		1食につき 360円	
指定難病の医療受給者証をお持ちの方		1食につき 260円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210円
		90日を超える入院	1食につき 160円
	区分Ⅰ	1食につき 100円	

### 【平成30年4月から】

区 分		食事療養標準負担額	
現役並み所得・一般		1食につき <b>460円</b>	
指定難病の医療受給者証をお持ちの方		1食につき 260円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210円
		90日を超える入院	1食につき 160円
	区分Ⅰ	1食につき 100円	

## ■生活療養標準負担額の金額が見直しされました

療養病床に入院したときの生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分が、平成30年4月から見直しされました。

### 【平成30年3月まで】

区 分	生活療養標準負担額 (居住費部分)
以下のいずれにも該当しない方 (医療の必要性の低い方)	1日につき 370円
医療の必要性の高い方 (指定難病患者を除く)	1日につき 200円
指定難病患者	1日につき 0円
老齢福祉年金受給者	1日につき 0円

### 【平成30年4月から】

区 分	生活療養標準負担額 (居住費部分)
以下のいずれにも該当しない方 (医療の必要性の低い方)	1日につき 370円
医療の必要性の高い方 (指定難病患者を除く)	1日につき <b>370円</b>
指定難病患者	1日につき 0円
老齢福祉年金受給者	1日につき 0円

## ■高額介護台算療養費制度の金額が見直しされます

区 分		現行	平成30年8月～
現役並み所得者		67万円	【課税所得690万円以上】212万円
			【課税所得380万円以上】141万円
			【課税所得145万円以上】67万円（改正なし）
一般		56万円	56万円（改正なし）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円（改正なし）
	区分Ⅰ	19万円	19万円（改正なし）

## お問い合わせ先

◆北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
電話 011-290-5601

◆役場住民課住民福祉グループ  
電話 33-2111（内線46）

# 介護保険料・介護保険制度が変わります！！

## ①65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料が変わります ～平成30年4月から～

満65歳以上の方が納める、平成30年度から平成32年度までの介護保険料が決定しました。

介護サービスを利用した際に必要な費用は、利用者負担（1割または2割）を除いて、国・北海道・秩父別町が全体の50%、40歳から64歳までの第2号被保険者が27%、65歳以上の第1号被保険者が23%を負担します。

区分	対象者	第6期 【H27～H29】		第7期 【H30～H32】	
		調整率	保険料 年額 (円)	調整率	保険料 年額(円)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額× 0.45	25,800	基準額× 0.45	<b>29,700</b>
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額× 0.75	43,200	基準額× 0.75	<b>44,500</b>
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額× 0.75	43,200	基準額× 0.75	<b>44,500</b>
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額× 0.9	51,800	基準額× 0.9	<b>53,400</b>
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額× 1.0	57,600	基準額× 1.0	<b>59,400</b>
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額× 1.2	69,000	基準額× 1.2	<b>71,200</b>
第7段階	【第6期】本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満 ▼ 【第7期】本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額× 1.3	74,800	基準額× 1.3	<b>77,200</b>
第8段階	【第6期】本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満 ▼ 【第7期】本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額× 1.5	86,400	基準額× 1.5	<b>89,100</b>
第9段階	【第6期】本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上 ▼ 【第7期】本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上	基準額× 1.7	97,800	基準額× 1.7	<b>100,900</b>

※今回の保険料は、前回と同じ9段階にして、所得に応じた保険料の負担設定を行っています。

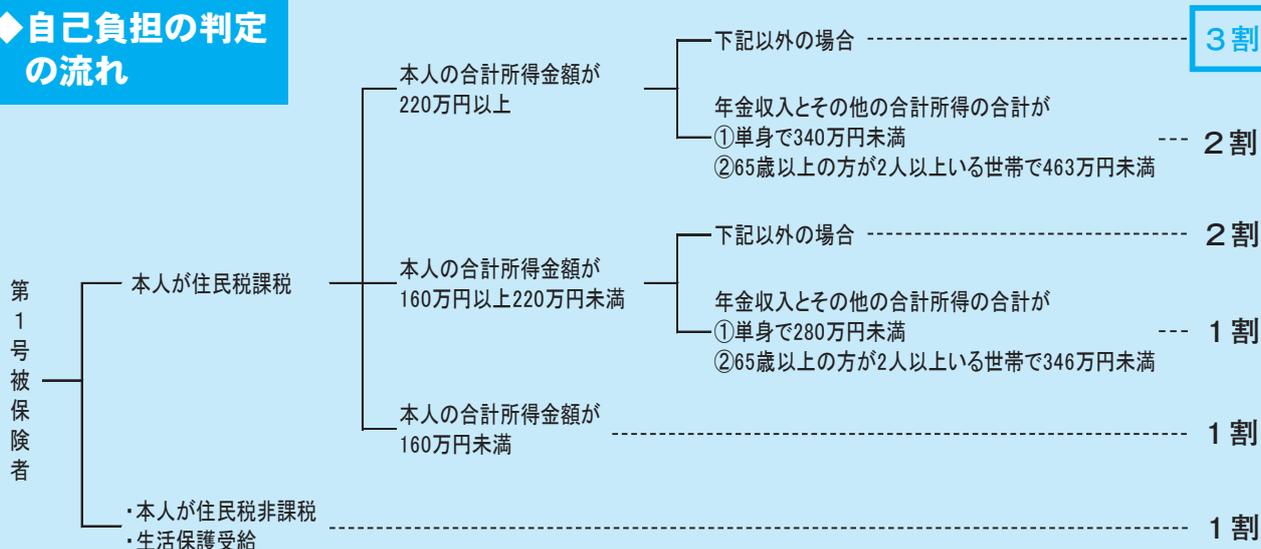
※また、所得が低い方の介護保険料の軽減として、第1段階の方の調整率を「0.5→0.45」としています。

## ②現役並み所得者の介護サービスの自己負担が3割に

～平成30年8月から～

介護保険でサービスを利用した際の自己負担は現在1割もしくは2割（一定所得以上の方）ですが、8月から現役並みの高い所得の方の自己負担が「2割→3割」になります。

### ◆自己負担の判定の流れ



## ③高額介護サービス費※1の年間上限額の設定

～平成30年8月から～

※1 1か月間の介護サービスの自己負担の合計が、決められた限度額を超えたときには、後日利用者に超えた分を「高額介護サービス費」として支給します。

平成29年8月から、住民税課税世帯の方の自己負担の限度額が「37,200円→44,400円」になっていますが、自己負担が1割のみの世帯については、過度な負担とならないように、446,400円（37,200円×12ヶ月）の年間の自己負担の上限額が設定されます。

《平成29年7月まで》

区分		限度額(円)
現役並み所得相当の方 (同一世帯に、65歳以上で課税所得145万円以上の方がいて、単身で収入が383万円以上、世帯内の65歳以上の方の収入の合計が520万円以上の場合)		44,400
住民税課税世帯の方		37,200
世帯全員が住民税非課税で	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	24,600
	・高齢年金の受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	(世帯) 24,600 (個人) 15,000
生活保護受給者等		15,000

《平成29年8月から》

区分	限度額(円)
住民税課税世帯の方	44,400

平成30年8月から

3年間の時限措置として、住民税課税世帯で自己負担が1割のみの世帯については、446,400円（37,200円×12ヶ月）の年間上限額が設定され、年間の負担総額が以前の自己負担の上限額を超えないような措置がとられます。

お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話 33-2111 (内線45)

# 国民健康保険の保険証が変わります

平成30年度  
から

## 新しい被保険者証等に、「北海道」と表記されるようになります

平成30年度からは北海道も国保運営を担うことになるため、平成30年度の一斉更新から、新しい保険証等に「北海道」と表記されます。

(保険証の交付は、これまでどおり、役場の住民課窓口で行います。道内市町村間で転出・転入した場合、転入地の市町村で、新たな保険証が交付されます。)

## 被保険者証と高齢受給者証が一体化します

平成30年度の一斉更新から、70歳以上の被保険者の方には、保険証と高齢受給者証を1枚のカードとして「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

※高齢受給者証を兼ねることになるので、1枚のみで受診できるようになります。

## 保険証の有効期限が変わります

有効期限は、原則毎年7月31日です。(平成30年度～)

(ただし、更新日までに75歳の誕生日を迎える人などについては、有効期限が異なる場合があります。)

## 平成30年度からの新様式

### 【70歳未満】

#### 国民健康保険被保険者証

北海道 有効期限 平成XX年XX月XX日  
国民健康保険 交付年月日 平成XX年XX月XX日  
被保険者証 適用開始年月日 平成XX年XX月XX日

記号 XXXXXXXXXXXX 番号 XXXXXXXXXXXX  
氏名 秩父太郎  
生年月日 平成XX年XX月XX日 性別 男  
世帯主名 秩父太郎  
住所 北海道雨竜郡秩父別町XXXX番地のX

保険者番号 [X][X][X][X][X][X][X]  
交付者名 秩父別町

印

### 【70歳～74歳】

#### 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

北海道 有効期限 平成XX年XX月XX日  
国民健康保険 交付年月日 平成XX年XX月XX日  
被保険者証 適用開始年月日 平成XX年XX月XX日  
兼高齢受給者証 発効期日 平成XX年XX月XX日  
一部負担金の割合2割(特例措置により1割)

記号 XXXXXXXXXXXX 番号 XXXXXXXXXXXX  
氏名 秩父花子  
生年月日 平成XX年XX月XX日 性別 女  
世帯主名 秩父太郎  
住所 北海道雨竜郡秩父別町XXXX番地のX

保険者番号 [X][X][X][X][X][X][X]  
交付者名 秩父別町

印

○現在お手持ちの被保険者証や高齢受給者証は、平成30年4月以降も使用できます。  
(ただし、有効期限まで)

○保険証の発行、紛失などの際は、役場住民課までお越しくください。

健診申込みの時期です！

元気確認 **健診案内** ～自分の健康のために～

全部の検査を受けても約2時間！

無料！  
(町が全額助成)

日程が選べます！

結果がその日に  
わかります！

**住民健診**

★健康診断 (30歳以上)

※年齢や加入している医療保険によって健診内容が異なります。

★がん検診 肺・胃・大腸 (40歳以上)  
子宮・乳 (20歳以上)  
前立腺 (50歳以上)

★その他検査

エキノコックス検査  
歯科健診・ピロリ菌検査  
肝炎検査

★日程		午前 7～11時	午後 13～14時
春	6/12(火)	一般の日 (男女可)	
	13(水)	乳・子宮検査は×	
	14(木)	女性の日	女性の日
	15(金)	すべての検査OK	胃・歯科健診は×
秋	10/18(木)	一般の日 (男女可)	女性の日
	19(金)	乳・子宮検査は×	胃・歯科健診は×
		すべての検査OK	

【場所】 老人福祉センター

【料金】 各検診 無料

町が全額負担しています

全検査で 男性：約22,000円相当  
女性：約32,000円相当

**人間ドック (30歳以上)**

★基本検査

内科系の一般検査 (尿・血液検査・心電図等)  
胃・肺・大腸がん検査、視力・聴力検査、  
腹部エコー、呼吸器検査 など

★オプション検査

前立腺がん・子宮がん・乳がん検診、脳ドック  
肺ドック、骨粗鬆症検査、動脈硬化検査、BNP検査 (心臓の元気度)、頸動脈エコーペプシノーゲン検査 (胃の委縮度)、胃がんリスク検診、認知度スクリーニング検査 など

★日程

平成30年4月から平成31年3月までの間で希望日を選ぶことができます。

【場所】 (指定病院)

- ・深川市立病院 ・旭川赤十字病院
- ・旭川厚生病院 ・沼田厚生クリニック

【料金】 自己負担

16,320円～28,200円

※病院によって自己負担は異なります

町から一律15,000円を助成します。

健診案内を個別通知しています。  
健診申込書により申込みください。

【締切】 住民健診・人間ドックのいずれも

**4月27日(金)まで**

**脳の検診**

【日程】 7月2日(月)・3日(火)・4日(水) 【場所】 老人福祉センター

【定員】 100名 (先着順です。定員になり次第締め切ります。)

【対象】 30歳以上 (平成27年から平成29年の間に受診された方は対象外です。) 【対象：4年に1回】

【自己負担】 2,500円 (検診費用5,000円のうち半額2,500円を町が負担)

お問い合わせ 役場住民課保健指導グループ  
電話：33-2111 (内線48・49) FAX：33-3466